

## 天理市デマンド型乗合タクシー実証運行事業者の決定について

### 応募状況

平成23年10月25日に応募を締め切ったところ、北地区にはA社、奈良近鉄タクシー株式会社の2社の応募があり、東・西・南地区には、奈良近鉄タクシー株式会社の1社のみのお応募があった。

### 平成23年11月4日 第1次審査

北地区については2社のため第2次審査のみで審査することを決定し、東・西・南地区については、応募は1社であるがヒアリングを行い、水準に達しているかを審査することとした。

### 平成23年11月14日 第2次審査

北地区については2社の審査を実施し「奈良近鉄タクシー株式会社」を運行業務委託事業候補者として選定した。

東・西・南地区についても審査を実施し「奈良近鉄タクシー株式会社」が水準に達していると認め運行業務委託事業候補者として選定した。

## 採点要領

応募者が提出した書類による書類審査及びヒアリングによる面接審査をもとに評価を行い、審査シートの評価の観点（29項目）ごとにA～Eのいずれかの欄に印を付して下さい。

- (1) 評価の観点ごとに評価し、5段階で評価します。

|            |          |
|------------|----------|
| A (非常に良い)  | D (改善可能) |
| B (良い)     | E (改善困難) |
| C (水準はクリア) |          |
  
- (2) 得点化の方法は、

|             |            |
|-------------|------------|
| A (配点×100%) | D (配点×25%) |
| B (配点×75%)  | E (配点×0%)  |
| C (配点×50%)  | とします。      |
  
- (3) 評価点の算出は、評価項目ごとに行いその合計を申請者の評価点とする。算出方法は評価項目ごとの配点を"評価の観点"の数で除し、各"評価の観点"をA～E評価で"得点"としたものの合計とします。
  
- (4) 見積額について  
競合する場合  
A (参考基準価格未満で最低価格)    D (参考基準価格を超える場合)  
B (参考基準価格未満)    E (参考基準価格を大きく超える場合)  
C (参考基準価格と同額)  
応募が1社の場合  
参考基準価格と提案価格の比較をする。参考基準価格をC (50%)とし、5段階で評価する。
  
- (5) 総括コメント及び各事業者への講評を記入してください。また、必要に応じて特記事項も記入してください。
  
- (6) 各委員の採点結果は、事務局で一旦集計して全委員に配布します。採点結果について委員会として責任が持てるよう議論し、必要な場合は修正することがあります。
  
- (7) 東、西、南地区については、運行主体に対する評価を省略し、区域運行に関する評価と運行経費に関する評価のみ採点する。